



福岡市一般不妊治療費助成事業のご案内

(令和4年度経過措置分)



福岡市では医療保険適用外の一般不妊治療（人工授精）の治療に要した費用の一部を助成します。

1 対象となる治療

医療機関において不妊症と診断され、医療保険各法に基づく給付の対象とならない下記の一般不妊治療（人工授精）に要した費用（ただし、令和4年3月31日以前に要した費用が対象）。

対象となる治療であっても、人工授精（⑥の治療）を行っていない場合は助成対象となりません。

■ 1回の治療例

- ① 事前検査として実施する精液の細菌学検査費用及び採血によるH I V等の感染症検査費用
- ② 採精費（事前採取も含む。）
- ③ 精液の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（人工授精当日に採精することができない場合に限る。）
- ④ 精液の濃縮、洗浄等に要する費用
- ⑤ 排卵誘発のためのH C G注射に要する費用
- ⑥ 精子を子宮内に注入するために要する費用
- ⑦ 人工授精後、感染予防のために服用する抗生剤等に係る費用
- ⑧ その他、⑥を実施するために行った治療に要する費用

※助成対象外となるもの

- ・入院費、食事代、交通費等の治療に直接関係のない費用
- ・夫婦以外の第三者からの精子の提供による不妊治療
- ・代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

2 対象者

次のすべての要件を満たす方

- (1) 助成対象となる治療開始日において、法律上または事実上の婚姻関係にある夫婦であること。
- (2) 助成対象となる治療開始日における妻の年齢が40歳未満であること。
- (3) 助成対象となる治療期間から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して福岡市内に住所があること。
- (4) 医療保険各法における被保険者、被扶養者等であること。
- (5) 助成対象となる治療開始日が、令和4年3月31日以前であること。

3 助成対象となる治療期間

助成対象となる治療開始日の属する月の初日から起算して1年間（ただし、令和4年3月31日以前に限る）

4 助成額

1夫婦あたり、対象となる治療に要した費用のうち1/2、5万円を上限に助成

※1円未満の端数がある時は切り捨て

5 助成回数

夫婦1組につき1回限り。対象期間中に複数回治療を行う場合は、最後の治療が終了した後にまとめて申請してください。一度交付決定を受けた場合は、助成金の交付限度額に達していない場合でも再度申請することはできません。

(裏面に続く)

6 申請期限

助成対象となる一般不妊治療の治療開始日の属する月の初日から起算して1年3か月以内（例：5月10日が治療開始日の場合、翌年7月31日まで）。ただし、令和4年9月30日で申請の受付を終了します。

7 支払方法

治療費（医療保険適用外）を一旦自己負担していただいた後に、申請に基づき申請者の届出口座に振り込みます。

8 申請方法

助成対象となる治療期間中に治療が終了した後または助成上限額に到達した後、申請書に必要書類を添えて、各区保健福祉センター健康課または不妊専門相談センター（福岡市役所地下1階）へ提出してください。申請の際は事前にお電話でご連絡ください（予約制）。また、郵送にて申請をされる際は、【〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 福岡市子ども未来局子ども部子ども健全育成課 一般治療費助成担当】まで申請書類を送付して下さい。

※一般不妊治療（人工授精）の助成については、**1回限りの助成**です。申請にあたって事前に手続きの説明等が必要な方は下記までご連絡ください。

■子ども未来局子ども部子ども健全育成課（電話：092-711-4065）



※担当部署が令和4年4月から変更（子ども発達支援課⇒子ども健全育成課）となります。

■各区保健福祉センター健康課

区	住所	電話	F A X
東	東区箱崎2-54-27	092-645-1077	092-651-3844
博多	博多区博多駅前2-19-24	092-419-1095	092-441-0057
中央	中央区舞鶴2-5-1	092-761-7338	092-734-1690
南	南区塩原3-25-3	092-559-5119	092-541-9914
城南	城南区烏飼5-2-25	092-844-1071	092-822-5844
早良	早良区百道1-18-18	092-851-6622	092-822-5733
西	西区内浜1-4-7	092-895-7055	092-891-9894

※博多区健康課は、令和4年4月18日から新庁舎（博多区博多駅前2丁目8番1号）に移転します。

■不妊専門相談センター 住所：中央区天神1-8-1福岡市役所地下1階 電話：080-3986-8872

 福岡市では、特定不妊治療を受けた方への助成や不妊に悩むご夫婦等の相談支援を行っています。
詳しくは上記問い合わせ先にお問い合わせください。

